氷見市NPO交通空白地バス路線支援事業費補助金交付要綱

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 路線運行費補助金(第3条-第5条)

第3章 車両等購入費補助金(第6条-第9条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則(昭和44年氷見市規則第12号。以下「規則」という。)第22条の規定に基づき、地域住民の足を確保するために過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において有償で運行するバス路線を支援することを目的とする氷見市NPO交通空白地バス路線支援事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定 めるところによる。
  - (1) 交通空白地有償運送 道路運送法 (昭和26年法律第183号) 第79条の規 定により登録を受けて運行する自家用有償旅客運送の路線であって、道路運送法 施行規則 (昭和26年運輸省令第75号) 第49条第1号に規定する運送をいう。
  - (2) 運行の態様 道路運送法施行規則第3条の3に規定する路線定期運行、路線不 定期運行又は区域運行をいう。
  - (3) 運行経費 補助対象路線において、運行の態様に応じて必要となる経費をいう。
  - (4) 運行収入等 バス路線の運行により、補助対象事業者が各年度において得る会費、運送の対価及びその他経常的な収入から、第6条第1項に定める額を控除したものをいう。

## 第2章 路線運行費補助金

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、交通空白地有償運送を行う特定非営利活動促進法(平成 10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人とする。

(補助対象路線)

第4条 補助対象路線は、交通空白地有償運送を行う路線であって、運行収入等が運 行経費の10分の4以上を満たす路線とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、運行経費のうち、次式により算定した額とする。

人件費×2分の1+人件費以外の経費×5分の4

2 運行経費は、路線定期運行及び路線不定期運行にあっては、1日当たり5往復を 運行させるための経費を限度とし、区域運行にあっては、国の地域公共交通確保維 持改善事業費補助金要綱(平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財36 8号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103 号)別表8の補助対象経常費用を勘案し、市長が別に定める経費を限度とする。

(補助金の交付額)

- 第6条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる額のうち、いずれか低い額とする。
  - (1) 補助対象経費の額
  - (2) 運行経費に10分の6を乗じて得た額
- 2 当該補助対象路線の運行と兼ねたスクールバス運行業務を受託している補助対象事業者に対する補助金の交付額は、前項の規定により算定した額から当該スクールバス事業に係る委託金に相当する額を差し引いた額とする。
- 3 本要綱による補助金とは別に、運行経費を算定根拠とした支援金等を受ける場合 は、第1項の規定により算定した額から、重複するものとして市長が別に定める額

を差し引いた額とする。

4 燃料費の高騰、当該補助対象路線で使用する車両の大規模修繕など、補助対象路線の運行に必要な経費に大幅な増が見込まれるときは、補助金交付額は、第1項の規定により算出した額と別に市長が定める額を加算した額とする。

第3章 車両等購入費補助金

(補助対象事業者)

第7条 補助対象事業者は、交通空白地有償運送を行う特定非営利活動促進法第2条 第2項に規定する特定非営利活動法人とする。

(補助対象経費)

- 第8条 補助対象経費は、交通空白地有償運送を行うために必要な車両、感染症対策 に資する大型車両、車庫及び停留所標柱の取得並びにAIオンデマンド交通システム(人工知能及びICT等の先端的な技術を活用して効率的に配車並びに運行を行うシステム。以下同じ。)の導入に係る経費であって、市長が認めたものとする。
- 2 前項の規定による補助対象経費のうち、再取得に係る経費については、車両の再 取得に係る経費のみを対象とし、車庫及び停留所標柱、AIオンデマンド交通シス テムの再取得等に係る経費は対象としないものとする。
- 3 車両の再取得に係る経費については、前回取得した車両の使用期間が10年を経 過する場合、又は走行キロが30万キロメートルを超える場合に対象とする。

(補助金の交付額)

第9条 補助金の交付額は、新車両の取得費から旧車両の払い下げ価格を差し引いた ものとする。

附則

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行し、平成17年度の補助金から適用 する。 (令和6年能登半島地震による特例)

- 2 第6条第4項の規定の適用については、令和6年2月5日から同年3月31日までの間、無償運送の経費として、1人1回の乗車につき500円を補助金交付額に加算する。この場合において、加算する金額は、第4条に規定する運行経費に算入しない。
- 3 前項の無償運送の対象者は、補助対象事業者において、会員外の者であって、運送しようとする旅客の範囲として定める地域に乗り入れる必要のある者とする。

附則

この要綱は、平成23年5月24日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成23年12月1日から施行する。
- 2 この要綱は、路線運行費補助金については、平成24年度から適用し、車両等購入費補助金については、平成23年12月1日以降に申請のあったものから適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成29年12月19日から施行する。
- 2 この要綱は、路線運行費補助金については、平成29年度分の補助金から適用し、 車両等購入費補助金については、平成29年12月19日以降に申請のあったもの から適用する。

附則

- 1 この要綱は、令和2年2月21日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。
- 2 第6条第4項に規定する修繕費の額は、修繕費のうち500,000円を超過した額の全額とし、その金額に相当する修繕費は、第4条に規定する要件に算入しな

*۱*۷ °

附則

- 1 この要綱は、令和2年8月25日から施行する。
- 2 この要綱による車両等購入費補助金については、令和2年8月25日以降に申請 のあったものから適用する。

附則

この要綱は、令和3年3月29日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年6月30日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。